

令和5年5月2日

保護者 様

墨田区教育委員会事務局

墨田区立墨田中学校

新型コロナウイルス感染症の取り扱い変更について

日頃より、本校の教育活動に御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

この度の感染症法関連の省令・規則の改正により、新型コロナウイルス感染症は学校感染症の「第二種」に位置付けられます。つきましては、本校での取り扱いを下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1 お子様が新型コロナウイルス感染症にかかった場合

学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。学校を休み医師の指示に従い療養してください。出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』です。

※発症日を0日目とします。無症状の場合は、検体採取日を0日目とします。

出席停止期間は欠席扱いにはなりません。また、発症した後10日を経過するまでは、マスク着用が推奨とされています。

2 今回の改正にともなう主な変更点

- (1) 新型コロナ患者の濃厚接触者としての特定は行われなくなることになります。
- (2) ご家族がコロナ陽性でも、お子様は体調に注意しながら登校することが出来ます。
- (3) お子様か、体調不良・発熱等で学校を休む場合は「欠席」となります。
- (4) 感染が不安で休ませたい場合は、医療的ケア・基礎疾患・同居高齢者等の状況を踏まえ、主治医の見解等を確認して校長が判断し、欠席とはしないことも可能です。
- (5) 毎日の検温や健康観察表の提出は不要ですが、ご家庭においてお子様の健康状態（体調不良・倦怠感等）は把握してください。登校時の検温についても実施しません。
- (6) 現在行っている1年生の健康観察カードの提出はなくなります。今後準備が整い次第シャボテンログへ移行します。現在2、3年生で実施しているシャボテンログについては、継続して実施します。
※「シャボテンログ」とは、墨田区で導入している、こころとからだの健康観察アプリです。
- (7) 校内の日常的な消毒作業は行いません（日常的な清掃は行います）。

【連絡先】

墨田区立墨田中学校 副校長 葛木 有紀

電話 03-3625-0351 平日 午前7時45分から午後6時30分まで

【お問い合わせ】

○感染症対策について

教育委員会事務局学務課 給食保健・就学相談担当 03-5608-6305

○教育活動について

教育委員会事務局指導室 03-5608-6307